

基安労発0229第1号

平成24年2月29日

(別記) 団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の血糖検査として
糖化ヘモグロビン A1c の検査を行う場合の結果の表記について (依頼)

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく一般健康診断における血糖検査については、平成10年12月15日付け基発第697号「一般健康診断における血糖検査の取扱いについて」において、血中グルコースの量の検査によるほか、糖化ヘモグロビン A1c (HbA1c) の検査によることも差し支えないものとして取り扱っています。

糖化ヘモグロビン A1c の検査の結果は、健康診断個人票に記載されますが、その表記の方法には検査の標準化方法に依存する複数の方法が存在し、同じ検体を検査しても表記方法により結果の数値が異なります。

従来日本国内では、Japan Diabetes Society(JDS)値で表記されてきましたが、日本以外の多くの国では糖化ヘモグロビン A1c を National Glycohemoglobin Standardization Program(NGSP)値により表記しており、日本国内でも平成24年度以降、医療の現場では JDS 値と NGSP 値を併記する方針が示されています（注）。

これに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく特定健康診査及び特定保健指導においても、表記を NGSP 値に変更することについて厚生労働省の担当部局で検討が行われてきましたが、平成24年度（24年4月から25年3月まで）については、従来通り JDS 値を用いることが決定されました（注）。

従来、高齢者医療確保法に基づき、保険者から事業者に対し一般健康診断に関する記録

の写しの提供の求めがあった場合は、事業者は当該写しを提供しなければならないとされており、平成20年1月17日付け基発第0117001号、保発第0117003号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について（依頼）」により、円滑な提供等の協力を御願いしてきましたが、上記の決定により、一般健康診断結果のうち、糖化ヘモグロビンA1cに関する平成24年度の記録の取扱いについては下記のとおりとなりますので、その趣旨につきまして御理解の上、御協力いただくとともに、貴下会員その他関係機関等に対する周知について、特段の配慮を御願いたします。

なお、本件は、厚生労働省健康局総務課及び保険局総務課の事務連絡における事業者の皆様へ御協力をいただく事項について重ねて周知するものであること、また当該事務連絡は医療機関等の健康診断を実施する機関の団体に対しても周知されていることを申し添えます（注）。

（注）平成24年2月29日付け厚生労働省健康局総務課・保険局総務課連名事務連絡「平成24年度における特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて」（別添） 参照

記

- 1 高齢者医療確保法に基づき、保険者から事業者に対し一般健康診断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合、保険者は糖化ヘモグロビンA1cの検査の結果については従来どおりJDS値のみ取り扱うこととしていることを踏まえ、次のとおり行うこと。
 - ・ 糖化ヘモグロビンA1cの検査の結果についてはJDS値で表記したものの写しを提供すること。この場合、当該数値がJDS値による表記である旨を必ず明示すること。
 - ・ 糖化ヘモグロビンA1cの検査の結果が、JDS値及びNGSP値で表記されている場合には、どちらがJDS値であるかを明示した上で当該結果の写しを提供すること。
- 2 事業者が一般健康診断の実施を医療機関等に委託する場合には、保険者の平成24年度における糖化ヘモグロビンA1cの検査の結果の表記の取扱いを踏まえ、受託者が事業者に対して提出する当該検査の結果は、当事者間で特段の取り決めをする場合を除き、従来どおりJDS値による表記とし、JDS値による表記である旨を明示したものとすること。

別記

社団法人日本経済団体連合会会長

東京商工会議所会頭

日本商工会議所会頭

全国中小企業団体中央会会長

中央労働災害防止協会会長